

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年8月3日

（名称）横須賀市UDタクシー導入促進協議会
（代表者名）横須賀市長 上地 克明

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和5年度横須賀市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業）
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者・障がい者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入を促進することにより、公共交通のバリアフリー化を図り、市民誰もが社会参加できる機会づくり、公共交通の活性化、地域の活性化、いつでも安心して外出できる環境の実現などに資することを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
本市は、谷戸や丘陵部を住宅地として開発した地域が多く、大型バス等一般的な路線バスが運行できない地区も多い。狭あい道路を運行できるタクシーはなくてはならない公共交通機関の一部であることから、市内を運行するタクシー事業者のUDタクシー導入を促進し、よりいっそうのバリアフリー化を図ることで、市民の生活交通に係る満足度を高める。
（2）事業の効果
スロープや、乗降しやすい補助ステップなどが設置されたUDタクシーの導入により、通院や買い物などにタクシーを利用する高齢者や、車いす使用者、妊娠中の女性や、赤ちゃん連れのお母さん等、様々な利用者の乗降時等の負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、公共交通の利用増加が期待される。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） ・福祉タクシー車両の購入 計2台：(有)富士タクシー：1台、(株)ワイキャブ：1台
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 身体：普通旅客運賃 1割、定期旅客運賃 設定無し 知的：普通旅客運賃 1割、定期旅客運賃 設定無し 精神：普通旅客運賃 1割、定期旅客運賃 設定無し
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈福祉タクシー車両に係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業である。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	県負担 割合	横須賀市負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 導入事業	5,038千円	1,200千円	0千円	300千円	3,538千円
	100.0%	23.8%	0.0%	6.0%	70.2%

※総事業費については見込み額を記載。
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UDタクシー導入 事業					8月着手2台 ●————● 3月31日完了							

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年7月18日～7月24日：協議会構成員間で計画素案の意見照会を行った後、計画案について合意。
 令和5年8月3日：利用者意見の提出がなかったことから、原案のとおり計画を策定。

8. 利用者等の意見の反映

令和5年7月26日～8月1日：本市ホームページにて計画案に関する意見を募集。

9. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	横須賀市都市部都市計画課長
交通事業者	神奈川県タクシー協会横須賀支部長
地方運輸局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 横須賀市小川町11番地
 （所 属） 都市部都市計画課
 （氏 名） 野上 晴之
 （電 話） 046-822-8507
 （e-mail） cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp